

堺市社会的養育推進計画 第3回懇話会

日 時：令和元年5月21日（火）9：30～

場 所：堺市総合福祉会館5階 第一研修室

○事務局 ご多忙中にもかかわらず、委員の皆様、ご出席いただきましてありがとうございます。私、本日司会を務めさせていただきます、子ども家庭課の中原です。よろしくお願いいたします。

本日の出席委員のご確認ですが、加藤委員、福田委員、井上委員がご都合により欠席となっております。

堺市児童養護施設部会から出席いただいている井上委員が欠席となっておりますので、懇話会要綱第5項の規定に基づき、本日の議事の関係者の出席としまして、同部会から東光学園の大久保施設長にお越しいただいております。よろしくお願いいたします。

○大久保委員 よろしくお願いたします。

○事務局 本懇話会は、懇話会要綱第6項に基づき公開となっておりますのでよろしくお願いいたします。

現在、1名の傍聴の方がいらっしゃいます。

なお、本日の会議内容は、会議録の作成のために録音させていただきます。また、会議録につきましては、堺市のホームページで公開させていただきますので、あらかじめご承知おきください。

続きまして、本日の配付資料のほうの確認をさせていただきます。

まず次第からになりますが、あと配付資料といたしまして、資料1から資料2-1、資料2-2、資料3、資料4-1が2枚物になっています。続きまして、資料4-2、こちら1枚、資料4-3（1）、続きまして、4-3（1）（2）になっています。あと資料5、資料6-1、資料6-2、そして最後、資料6-3となっております。

お手元の資料に何か不足等はありませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

あと本日は、バインダーにつづっております第1回目の資料4をごらんいただけますか、資料4 社会的養育推進計画の全体像です。A3の横型の分です。そちらの今回は（4）（5）

(6)の内容をご審議といいますか、検討していただく形となります。

そして、またちょっと次第のほうに移りますが、本日の時間配分としましては、次第(1)の「代替養育を必要とする子ども数の見込み」、本日は里親やファミリーホームへの委託の子ども数の見込み、こちらのほうが中心となるんですけども、こちらが40分程度、次第(2)の「里親等への委託の推進に向けた取組」、フォスターリング業務の実施体制というところの検討になるんですけども、こちらが約30分、続きまして次第(3)「特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組」、こちらが約25分程度、そして次第(4)「その他」としまして、前回、第2回の懇話会で委員の皆様からいただきましたご質問のうちの一部になるんですけども、資料6を、事務局より最後に説明させていただきたいと思っております。

本日説明します質問以外につきましては、また次回以降の懇話会でご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行となるようご協力いただければと思っております。

それでは、これ以降の進行につきましては、伊藤座長にお願いしたいと思っておりますので、交代します。

○伊藤座長　　よろしく申し上げます。皆さん、おはようございます。

それでは進行を引き継ぎまして、次第に沿って進めさせていただきたいと思っております。

では、早速ですが、次第(1)「代替養育を必要とする子ども数の見込み」につきまして、事務局のほうからご説明をよろしくお願いいたします。

○事務局　　子ども家庭科の岩本と言います。よろしくお願いいたします。着座にて説明をさせていただきます。

資料1をごらんください。たくさん折れ線グラフがついているかと思っておりますけれども、順番に上から説明をさせていただきたいというふうに思います。資料1を見ていただくのと、続きまして、資料2-1を一緒にあわせて見ていただければというふうに思います。

まず、資料1の一番上の線の国の要領で示された算式による見込みということで、算式1の説明をさせていただきます。

この算式1を説明させていただく中で、資料2-1をごらんください。算式1の説明になりますが、これは平成30年3月1日現在の状況を算式1として計算しています。算式1という

のは、この箱の中にございますとおり、乳幼児といたしましたら、乳児院に半年以上措置されている乳幼児数であるとか、児童養護施設でいたしましたら、入所する子どもで、乳児院から措置変更された乳幼児数、また児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数ですとか、右側に行きまして、学童期以降でいたしましたら、児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ども数ということで、これらの年限を区切って※マークにございますとおり「これら子ども数の割合を里親等で養育が必要な子ども数に反映」ということで、代替養育を見込むに当たりまして、このような計算方法が国の要領で示されているところをございます。

ですので、この計算方法に従いまして計算した結果、この資料2-1の左下のところに、0～2歳63%、3～5歳71%、6～17歳63%とございますけれども、この計算方法ですと、このような割合になるというところになります。

この割合が、右側の里親等委託が必要な子ども数でございますけれども、214人であるとか、令和6年でいたしましたら215人、そして最終の令和11年でいたしましたら202人ということで、この算式に落とし込みますとこのような数字になります。これが、資料1の一番上に示させていただいている、算式1の説明というふうになります。

続きまして、この資料2-1の中で真ん中の表になりますけれども、「将来推計 社会的養護児童数」とございます。前回の懇話会のときに、この社会的養護児童数であるとか、また代替養育見込み数であるとか、要保護児童数であるとか、このような児童数というのが3つほどありまして整理が必要だというようなご指摘がございましたので、この資料2-1の真ん中の※マークのところ、社会的養護児童数という定義は「里親等委託、児童養護施設及び児童自立支援施設等に入所している児童数を示す。」ということで書かせていただいています。

続きまして、その代替養育見込数、この定義というのが、この2-1の真ん中の表にございますとおり、社会的養護児童数から児童自立支援施設等の人数を除いた将来推計代替養育見込数ということで定義をさせていただきたいというふうに思いますし、この代替養育見込数というのは、里親委託の分母となる数字となるということになっております。

また、最後に、3つ目の要保護児童数というのがございますけれども、これにつきましては、在宅での支援、見守っているというような児童数になりまして、要対協で見守っている児童数ということをご理解をいただければというふうに思います。

資料2-1では、まず令和元年度に214人、令和6年度に215人、そして令和11年度に202人という算式というような結果ということになっております。

続きまして、資料1の上から2つ目のライン、算式2の説明のほうをさせていただきたいというふうに思います。資料1と資料2-2をごらんください。

資料2-2では、算式2の説明ということさせていただきます。

この算式2の説明ですが、第1回の懇話会でもこの内容はお示しさせていただきました。算式1のやり方ではなく、国の要領では、ここに書いてございますとおり、このアンダーラインのところを読ませていただきます。「施設入所をしている全ケースのうち、里親等委託が必要な子ども数を算出する際」、3行目ですけれども、「医療的ケアの必要性や行動の問題等の理由から、里親等での養育が困難な子どもや、年長で「家族」に対する拒否感が強い子どもであると考えられることに留意すること。」とございます。こういったことがありましたので、子ども相談所のケースワーカーさんのほうにニーズ調査をさせていただきました。

この調査の結果、左下にございます0～2歳で75%、3～5歳で60.3%、6～17歳で51.7%ということになりまして、令和元年度でいいましたら190人、令和6年度でいいましたら190人、令和11年度でいいましたら179人というような結果となったということでございます。

そして、この資料2-2のもう少し深掘りということで、資料3のほうをごらんいただければというふうに思います。よろしいでしょうか。

子ども相談所のケースワーカーさんに、代替養育のニーズ調査におきまして、子どものケアニーズに着目しまして、最も望ましいと考えられる代替養育環境を見定めまして、年齢区分ごとに、里親委託等が必要な子ども数の割合を出すこととさせてもらいました。この「最も望ましいと考えられる養育環境」の項目は、里親家庭や施設の体制が十分にあると仮定して回答することとさせていただいております。

表のほうに移らせてもらいます。326人の調査対象がございまして、0～2歳では里親等に望ましいと考えたのが9人、3～5歳では32人、6～17歳では135人、トータル176人の児童が、里親等に委託することが望ましいのではないかというような結果となりました。

これが資料2、資料3、そして資料1の2つ目のラインの説明となります。

続きまして、資料1のほうに戻らせていただきまして、資料1のほうの一番下のラインですけれども、27年3月策定、都道府県計画でございまして、これは前回の都道府県計画で示させていただいている、里親委託等への委託子ども数の数値となります。このラインをどのようにして今後計画に盛り込んでいくかというところですが、資料1の下のほうの◎をごら

んください。平成30年度末で、里親委託児童数が今40人というところになっております。そして2つ目の◎ですけれども、国の要領に示した算式2につきまして、堺市としまして、目指すべき数値となるというところでは、現状を見据えた上で、実効性のある数字でなくてはならないというふうに考えます。

そして4つ目の◎ですけれども、前回の計画で目指すこととしていた目標値をどれだけ上方修正するかというのは、引き続き慎重な検討が必要になるというふうに考えます。検討案というところで書かせていただいておりますが、30年1月1日時点の先ほどの調査ですけれども、176人が里親等に委託が望ましい結果となりました。この176のうちですけれども、委託ができない理由として「適切な里親さんが確保できない」と答えたのが79人、44.9%ございまして、里親さんさえ確保すれば委託できる可能性が今後あるのではないかとこの44.9%を掛けさせていただいた委託児童数を、今後の目標値、この点々の破線で示させていただいている85人、85人、80人というようなラインを、おおむね目標値の目安とさせていただければというふうに考えております。

以上で、資料の説明を終わらせていただきます。

○伊藤座長 ありがとうございます。

ただいまの「代替養育を必要とする子ども数の見込み」の説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等、コメントをいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

お願いします。

○山縣委員 質問だけとりあえず。丁寧な説明ありがとうございました。

言葉遣い等と数字の中身でちょっと確認させてほしいのですが、資料2-1で、2-2も共通ですけれども、中段のさらに真ん中の「児童自立支援施設等」の「等」は、心理治療施設とか自立援助、そんなのを指していたということよろしいですか。

○事務局 はい。

○山縣委員 それをベースに、この資料3のほうですけれども、6~17歳のところで一気に「その他」がふえているのですが、そういう今のようものが含まれているというふうに思うのです。52って結構大きいですね。何がどのくらいあるのかというのをちょっと教えてもらえたらありがたいです。

○事務局 どうしても多いのが、障害児の入所施設が多くて、このうちの多分、約4割から

5割を占めているというところになります。あとは心理施設も4割ぐらいを占めまして、児童自立そして児童自立援助ホームもございます。

○山縣委員 ありがとうございます。実数はわかりますか。

○事務局 内訳を言います。心理治療施設が21人。児童自立が6人、障害児が27人、入所施設がですね。自立援助ホームが2人ということで、トータル56人ということになっております。

○伊藤座長 56人になりますね。でも、「その他」52になっていますけど。

○事務局 3～5歳にも「その他」が4人ございますのでトータル56ということですよ。

○伊藤座長 ありがとうございます。

○山縣委員 ありがとうございます。

○伊藤座長 よろしいでしょうか。

○山縣委員 はい。

○伊藤座長 障害児の入所施設も1カ所でしたっけ。

○事務局 はい。

○伊藤座長 堺市には1つで。

○事務局 重身だけです。

○伊藤座長 重身が1カ所あるのみで、心理治療施設と児童自立は今ない状態で、児童自立はちょっと計画中でという状況の中で、この数字をどう読むのかということですよ。どう計画に反映させるのかということだと思います。ほか、いかがでしょうか。

現状、里親委託児童数が40人で、今示していただきましたご説明と案の提案ですと、目標値は80人と倍にするということで、次の議題の里親委託推進に向けた取り組みとも関連するかと思います。里親さんのそれこそリクルートというところにもつながってくると思います。今委託されているのは40人ですけど、委託家庭数は何家庭ですか。

○事務局 30年度末の委託里親数ですけれども、26人。

○伊藤座長 ありがとうございます。

○伊藤座長 はい、お願いします。

○山縣委員 先ほど、数字を確認させていただいたので、今回つくっていただいた資料2-1とか2-2に共通ですが、一番下段の右下、施設で養育が必要な子ども数といったときにぱっと頭に浮かぶのが、どうしても養護児童施設とか乳児院になります。でもこれ、この中の4

分の1が障害児の施設である。要するに、それをここに入れておくと。障害児の施設が望ましいというふうに考えられる子どもたち、お子さんたちは、障害児の施設に行ったほうがいいというふうなイメージで計画をつくっていくのか、もう、ただほかになかなか受け入れ先がないから、やっぱり児童養護施設で継続的に行くしかないよねというふうな感じで捉えているのか。

それからもう一つは、心理治療施設も含めた人数になっていますが、堺市は今ないですよ。今回の第3回のテーマではないけど、施設のあり方を考えるときに、ちょっとその辺も意識したほうがいいかなというふうな気がしました。

○伊藤座長　ありがとうございます。次回の第4回の議題の中に、施設の高機能化等の議題が予定されていると思いますので、その中で、ちょっと議論を深めていけたらというふうに思いますが、ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。中村委員いかがですか。

○中村委員　児童自立に入っている子も対象外ということにはなってくると思うのですが、皆さん御存じのように、児童自立を出た後に戻すところがないといったときになってきて、その受け皿に里親さんになっていただけたらなということも思っていて、なので、児童自立を出た後の出先としての里親というところも、この場では、検討の対象外になるのかどうか、そのあたりがちょっと気になりました。

○伊藤座長　どうでしょう。

○事務局　児童自立を出た後の里親委託というところですかね。

○中村委員　ちょっと難しいです。

○伊藤座長　子相が激しく首を横に振っています。

○中村委員　児童自立も、最近はいわゆる昔ながらの非行とかいう感じの子ではない子が非常に多くて。

○伊藤座長　発達障害系のお子さんとか。

○中村委員　そうですね。

○事務局　発達障害の方と、あと施設で不適応を起こした子どもさんが多くなっています。実際のところ。発達で異性関係ですね、性犯罪というところで。

○中村委員　なので、相当スキルがないと難しいなということも私も実感はしておりますけど、他方、自分が児童自立に入る子の付添人をやったときの経験なんかで思いますと、確かに本人の行動面という、落ちつかないプラス家庭の養育がちょっとままならないといったところ

で児童自立が選択されることもあって、ある程度、児童自立で立て直しができた後、児童養護であるとか里親のところでもやっていけそうなら頑張って成長した子とかいうのは一定いるとは思うんですね。

なので、児童自立だからもう次がないみたいな感じにならないようにしてほしいなということとは付添人としては思うところがあって、そこがやっぱり選択の対象外ってなってくるのはどうなのかなというところは、思うところがあるんですけど。

○伊藤座長　　ありがとうございました。

今の中村委員からのご意見、ご質問に関連して、確かに堺だけでなく、いろんなほかの自治体でも、児童自立支援施設を出た後の中卒以降の年齢の子どもの受け入れ先というのがいろいろ議論になっていますが、その受け入れ先として、里親さんだけを検討するのではなくて、今回の議題の中に、施設の高機能化、多機能化等もあるので、堺には4カ所の児童養護施設がございます。なので、養護施設での受け入れが厳しくなっていると今ご指摘もありましたけれども、養護施設が受け入れ先としてどう高機能化できるかとか、そういった部分も含めて、次回検討していけたらというふうに思います。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。門屋委員、いかがですか。

○門屋委員　　先ほど、中村委員がおっしゃったように、なかなか児童自立って、退所された後の子どもさんを継続的にそのお子さんを見られていてとかいうつながりがない状態から受けるとなってくると、かなり里親側の本当にスキルが求められるし、精神的にハードだとは思いますが。

里親の推進というか、リクルートのところでも、いかんせん私、本当にここ最近よくよく思うのが、里親になっていただく上で、こちらがアナウンスやガイドしていくのに、やっぱり耳ざわりのいいところだけをアピールしていつているところがあって。実際に里親になってみたら、あんだ、あんなこと、こんなことみたいな、いろんなたくさんしんどさが出てきて、その都度、その都度、里親自身も子どもにとってもそれが課題です。支援をしていただきながら乗り越えていけば、過ぎ去ってしまえば笑い話になるのですが、なかなかその過ぎ去るまでの間に、やっぱり何で里親になってしまったのやろうみたいなところは必ず誰も陥ってしまうと思うのです。なので、今、里親会としても、里親をリクルートしていく上で、耳ざわりのいいところだけをずっとお伝えしていくのがはたしていいのかどうかというところは、少し私も課題としては持っているんですけど。

ただ子どもがこんな困難を抱えながら、じゃ、いきなり社会に羽ばたかせてというか、押し出してというか、ところてん方式みたいにやっちゃっていいのかといたら、多分そこは誰もそんなのいいとは言えないよねと思うのですが、じゃ、そこの受け手を、私がいうところの覚悟ですか、一緒に育てていくというか、一緒に支えてもらうというか、そこは本当によろしくお願いします。

○伊藤座長 次の議題が里親委託の推進で、その中で多分、今のご指摘、ご意見をいただいたような、リクルートのときの工夫であるとか、啓発のところをどうしていくかというところにつながっていくかなというふうに思います。ご意見ありがとうございました。

代替養育を必要とする子ども数の見込みということで、この数が、いわゆる堺市としての今後の社会的養育の推進計画の柱で目標値になっていくわけですが、里親委託児童数については80人と、現状の2倍という数でよろしいでしょうかというところですかね

○事務局 ただ、あくまでも目標値です。これは先ほど言いましたとおり、里親さんさえ十分におられれば、その80ぐらいは確保でき次第というふうに思いますけれども、まだ同意がとれていなくて、同意をとるための努力とかという部分を考慮した中で、この80というのをもっともっと押し上げていって、本来であればかなり厳しい数字ですが、算式2の値というのが堺市としての目標ですけれども、一定ラインとしましては80人というふうに置かせていただいて、それ以上の努力というのをしなければならないというふうには考えております。

○伊藤座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○門屋委員 そしたら、この目標値の80の受け皿として必要であるという里親世帯の見込み、現実数と、それからこれだけの受け皿が欲しい、里親さん登録をしてほしいというこの数値を教えていただければ。

○伊藤座長 先ほど委託家庭数が26とあったのですが、現段階での登録家庭数をお願いできます。

○事務局 登録が、今、30年度末で74。

○山縣委員 26を含めてですか。

○伊藤座長 含めてです。

○事務局 そうです。含むと思います。74でございますので、10年後に、85委託児童数ということなので、160ぐらいの倍の里親登録数というのが必要なのではないかというような見込みを立てなければならないとは思っています。

○伊藤座長　ただ、新規登録の里親家庭数をふやすということだけではなくて、今おっしゃってくださったように、半分以上のご家庭が未委託ということになっていますんで、養子縁組をされたご家庭も含めて未委託という計算になってしまうので、ちょっと難しいところではあるのですが、未委託の里親さんへの支援とかトレーニング等々につきましては、次の2つ目の議題でちょっと検討して、ご意見いただけたらというふうに思います。

　　お願いします。

○山縣委員　この件で、未委託の中身がもしわかれば、とにかく質問と意見をセットで、未委託の中身を見ないと委託ができるかどうか、本当に。

○伊藤座長　48家庭の未委託。

○山縣委員　うん、そう。単純にプラス80にはならないはずで、常に未委託状態が続く。例えば、特定年齢層を希望しておられるとか、養子縁組希望で一般の場合は難しいんですよ、いろんな理由があると思うんですね。だから、それによって必要な登録里親数が読めない。そのところが非常に重要な、登録と委託と一緒に、8割方が登録のうち委託されるというのは、余りイメージでは恐らくないのでは、多分そんな状況ではないかと思うんで。

○伊藤座長　今すぐわかりますか、未委託の家庭の状況というやつ。

○事務局　数ではちょっと出ていないんですけども、一昨年から里親担当を増員しまして、平成30年、すべての委託里親に全部、定期的な面接を行って確認をしているんですけども、やっぱりご都合が合わなかったりとか、あと条件が悪い、ご兄弟、実子さんとの関係で、ちょっとこの年齢の子は難しいかなとか、男女の別であるとか、そこを加味してマッチングしていきますので、どうしてもどんぴしゃにはなかなかないというのがこの数字であると考えています。未委託里親さんはもちろん意欲のある方々ですので、積極的にいけるかなと思うお子さんについてはセッティングするんですけども、なかなかやっぱり条件とマッチングしないという方が多いですね。

○伊藤座長　ありがとうございます。ただやっぱり、里親養育を必要とするお子さんの中にはいろんなレパトリーというか、年齢も性別もいろいろあるので、それだけ多様な里親さんを確保しないとなかなか難しいというところですよ。

○事務局　実親家庭とすぐ近所に住んでいる場合に、ちょっと交流上、生活圏にいるというところで、もう世界が狭いので、その範囲の中で冒険はできないという。逆に近いからいいというときもあるんですけども、結構悩んでるんです。

○伊藤座長 ありがとうございます。

○事務局 あと、アレルギーの関係で。

○伊藤座長 ペットの関係。

○事務局 そのあたりもありました。

○伊藤座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

では、議題（１）の「代替養育を必要とする子ども数の見込み」につきましては、ここで進めさせていただくということで、ありがとうございました。

それでは、続きまして議題２つ目です。「里親等への委託の推進に向けた取組」に移ります。事務局のほうからご説明をよろしく願いいたします。

○事務局 事務局の中原より説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

まず、資料４－１をごらんになってください。よろしいでしょうか。まず、この項目の策定項目におきまして、国の方針ですとか方向性、策定項目をちょっと整理させていただきたいと思えます。

まず「新しい社会的養育ビジョン」におきましては、「里親とチームになり、リクルート、研修支援等を一貫して担うフォスタリング機関による質の高い里親養育体制の確立を最大限のスピードで実現し、２０２０年度には、すべての都道府県で行う体制とし、里親支援を抜本的に強化する。」という形にあります。

これを国は、厚生労働省のほうで受けまして、今回の計画の策定要領では、都道府県が行うべき里親に関する業務、これをフォスタリング業務と呼びますが、その実施体制の構築を、ビジョンと同じく２０２０年度までに向けた計画を策定することとなっております。

次に、このフォスタリング業務の内容ですが、それをちょっと簡単に図示化した形になるんですが。こちらがまず、里親啓発を含めた里親さん候補者の開拓であるリクルート及びアセスメントで、そこから里親登録前研修に流れて登録された後、里親家庭と児童をマッチングし、その里親委託中の支援、委託後の研修、そして解除後の支援、これらを包括的な実施体制ですることという形になっております。

そして、この計画策定に当たっての留意点といたしまして４点挙がっておりまして、こちらが「フォスタリング機関及びその業務に関するガイドライン」を参照しなさいということです。そっちのほうに、詳細の内容が飛んでいるという形になっています。

２つ目ですが、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含め、このフォスタリング

業務の包括的な実施機会やその配置を検討することとなります。

そして3つ目に、民間機関にフォスタリング業務を委託する場合は、一部の業務のみ委託することも可としまして、そして一貫した体制のもとに継続的な支援が提供できるように、一連の業務を委託する場合も、包括的に委託することが望ましいとなっております。

そして4番ですが、民間フォスタリング機関へ委託する場合であっても、このフォスタリング業務全体の最終的な責任は都道府県（児童相談所）が負うものであるという形になっております。もちろん、民間機関と児童相談所の連携が一番キーとなっております、児童相談所の体制及び役割分担をあわせて検討することというふうになっております。

ガイドラインにつきましては、ちょっと時間の都合で割愛させていただきますが、1点だけ、2行目の◎で書いているところの「法律上は、」というところですが、「法律上は、」を飛ばしまして、末尾の「養子縁組成立後の養親及び養子への支援についてはフォスタリング業務にあたらない。」となっておりますが、フォスタリング業務に付随するものとして、支援の連続性が確保されることが望ましいというふうになっておりまして、ここにつきまして、本市でも、このフォスタリング業務内、もしくは次の項目の特別養子縁組等の推進業務のいずれかにおいて、少なくとも養子縁組里親については、このフォスタリング業務内で実施していきたいというふうに考えております。

続きまして、堺市の現状ということで、次の2枚目のほうに移らせていただくんですけども、こちらはもう一個、用紙が飛びまして、資料4-2をごらんになってください。

国のいうところのフォスタリング体制は、里親に関する一連の業務というところで、それを現在どこの自治体もしているというところで、現在のちょっと堺市の状況というものを整理させていただきたいと思っております。

まず、上の項目のほうなんですけれども、先ほどもリクルート活動の前段となる啓発、制度の周知を含むんですけども、この部分を、今回のこの現状では1つの項目出しとしております。ただ、その啓発活動とリクルート活動というのはほとんど垣根がないといえますか、線引きがない部分もありますので、この両者はちょっと破線で区切っているという形になっております。

あとガイドラインでは、リクルートとアセスメントが一くくりになっておりますが、現在の本市の状況に応じて、分けて表記しているという形になっております。

まず啓発の項目ですが、啓発の企画・運営は民間機関に委託し、民間機関がメインで担っているという状況になっております。

ホームページ、ポスター掲示等の制度の周知から、里親に何らかの興味のある方を対象とするシンポジウムの実施ですとか、里親登録を検討している方々を対象とした里親地域相談会や短期養育里親説明会の運営を行っております。

里親支援専門相談員は、これらの活動へ協同参加するほか、担当区を決めまして、企業や団体等へのポスター等の啓発物の掲出・協力先を開拓していくという形になっております。

里親会さんにつきましては、こちら、里親シンポジウムや説明会等で先ほどもお話があったとおり、やはり当事者の強み、実態というところが一番の強みされているところですので、体験談の発表ですとか相談者への対応というところを、一緒に協同して実施していただけるという形になっております。

次にリクルートの項目ですが、里親登録の可能性のある団体や個人に、例えば過去の実績でいきますと、例えばファミリーサポートの提供会員さんですとか民生委員さんですとか、宗教団体さん等に働きかけを行いまして、そちらに民間機関、里親支援専門相談員、ときには子ども家庭課ですとか相談所が協同しながら、実施しているという形になっております。

続きまして、アセスメントのほうなんですけども、こちらにつきましては、各種啓発活動において、各制度の質問とか問い合わせについては民間機関がメインで行っているんですけども、実際に登録を検討される段階から、イメージ的には子ども相談所につながるような形になっております。

ですので、以降の里親希望者への面接ですとか調査・家庭訪問は、子ども相談所がほぼ単独で担いまして、アセスメントの途上で、里親研修の受講につなげているという形になっております。

登録前研修は、登録前更新研修ともに民間機関が実施いたしまして、研修の内容の一部、児童相談所に関する連携のところですとか堺市の保健センターのメニュー等につきましては、子ども相談所ですとか、施設に関することは里親支援専門相談員が担っているという形になっております。

続きまして認定・登録のところですが、認定・登録の申請を子ども相談所が受理しまして、里親審査部会の資料作成を担っているという形になります。そして登録後、里親家庭と子どものマッチングにつきましては、新規の委託に関しては子ども相談所が単独で、今年度から一部委託前の交流等について、民間機関もかかわりを持つようにしているんですけども、新規措置はそういう形で、あと施設から里親の措置変更につきましては、子ども相談所、民間機関、

里親支援専門相談員より構成される里親委託検討会の内容を踏まえまして、状況を把握しながら、子ども相談所の里担とこの子ども担当のケースワーカーが連携をとりながら、実施しているという形になっています。

あとマッチングに関してなんですが、子ども家庭課の項目で一番下のところになるんですけども、乳児委託推進事業とありますが、こちらは乳児の育児経験のない里親さんに、生後間もない新生児等をマッチングする際に、少しでも初めての育児の負担軽減ですとか委託児童とのかかわりを持っていただく機会といたしまして、例えば医療機関等において、泊まり込みで、看護師さん等から育児指導の実施を受けるという事業を、今年度から実施予定という形になっております。

続きまして、委託中の支援のほうなんですけれども、こちらは子ども相談所が、子どもの養育状況の把握とともに、委託後の里親さんへの支援や指導をメインで行いまして、あと民間機関でも、里親家庭訪問ですとか支援専門相談員が施設の措置変更後、措置変更以外の児童も含めてなんですけども、里親さんへの委託児童の養育に関する助言や支援を行っているという形になっております。

あとこの項目で、民間機関では、委託中の里親のレスパイト事業としまして、里親家庭による支援事業ですとか、登録里親への研修と里親会への支援としまして、事務局的役割を担いまして、定例会・サロンへの支援を行っています。

最後、右端のその他の項目のところで、民間機関では、週末里親の実施と未委託里親へのトレーニングを今年度から実施、あと里親支援者、例えば子ども相談所ですとか里親支援専門相談員を対象とした里親支援者の研修も、民間機関で実施しているという形になっております。

以上が、現在の堺市の状況という形になっております。

続きまして、また資料4-（1）の2枚目のほうにちょっと戻っていただく形になるんですけども、今後の堺市の考え・方向性というところなんですけれども、今現在、先ほどの策定要領にありますとおり、「児童相談所の体制強化」という形か「民間機関の積極的活用」という両面から検討した、現体制をもとにした現時点での検討案として、2パターンといいますか、具体的なものとして示させていただいております。

そしてそれがI、子ども相談所を中心とした包括的实施体制というところなんですけれども、これが資料として、4-3（1）をちょっと横に置きながらごらんになっていただくという形になるんですけども、現状と大きく実施体制を変えず、啓発・リクルート及び研修主体は民

間機関として子ども相談所が、アセスメント以降の一連の業務を包括的に実施するという形です。里親等への登録前から委託後、解除後の支援については、それは子ども相談所だけじゃなくて、今以上に、民間機関、里親会、里親支援専門相談員において、複層的に実施していくという形を考えております。

この4-3(1)の図で確認しますと、子ども相談所は、そのアセスメント以降の一括した支援に集中するため、少しでもちょっと負担軽減というところで、リクルート活動や研修への講師の派遣というのは削除といいますか、消しているような形になっています。

あと、子ども相談所以外の複層的な支援を確保するために、こちらは民間機関になるんですけども、認定登録前やマッチング、委託中・解除後児の里親の不安や戸惑い等をフォローするため、心理職員による相談の実施ですとか、それを委託不調時、養子縁組成立後の支援等にも拡張できればなというふうに考えております。

あと、里親支援専門相談員の項目のほうになりますが、現行、担当区を決めて、先ほど申し上げたとおり、協力企業団体さんを開拓しているところなんですけれども、こちらのリクルート活動においても、一定例えば担当区を決めて、具体的に里親候補者の開拓を担っていただくこともできないかなというふうなことも考えております。

また、リクルート活動や施設実習、施設からの措置変更時の調整中の中で、登録から委託中、委託解除後、未委託時の支援など、かかわりのある里親さんに対して、こちらも包括的な支援をしていただくことも検討しているという形になっております。

また4-1のほうに戻りまして、このタイプのほうのちょっとメリット・デメリットというところの整理なんですけれども、まず1つ目なんですけれども、今までのノウハウを生かしまして、比較的マッチングが今までどおり円滑に行うことができるというところがあります。あとマッチングだけじゃなくて、委託後の支援につきましても、子どものほう、委託児童に関する、児童だけじゃなくて、家庭に関する情報等も、地域から児童相談所、子ども相談所のほうに入ってきますので、そこの情報が集約されて、その情報によって支援をしやすいというところは、メリットとして考えられるかと思っています。

あと、デメリット・課題というところなんですけれども、今後、里親さん登録がふえて、さらに委託がふえていくというところは、それだけ子ども相談所のマンパワーとスキルというところが求められてきますので、今、ただでさえ虐待対応は児童福祉司の増加という児童相談所が体制強化をしている中で、さらに里親さんもふやしていく、推進するというところで、こち

らの部分でも、体制強化がかなりの部分で必要になってくるというところがあります。

あと、里親さんの部会の中で、これはよく言われていることなんですけれども、委託決定の権限を持つ子ども相談所へ相談しづらいというところがあると、この部分につきましては、一定いろいろな民間機関さんや支援相談員さんとか、相談できるところを複層的に走らせてというところで、何とか補えないかなというふうに考えております。

続きまして2つ目の「民間機関による包括的实施体制」というところですが、こちらは現状の実施体制よりできる限り民間機関に外出した上で、業務を包括的に委託して実施というところですが、ただ、業務の執行が安定するまでは、段階的にといいますか、協同的に実施してやっていくという形になります。

2つ目の複層的な支援というところは、先ほどと同じという形になっております。

そして、次に4-3(2)のほうに行くんですけども、こちらの子ども相談所の項目で、先ほどの1案との違いは、アセスメント、認定・登録の里親審査会の資料作成、マッチングの項目というところ、ちょっとここを軽減していく、減らしていく、移行していくというところで、それをイメージして破線で消しているという形になっております。

そしてリクルートから相談・面接にとどまらず、里親審査会に至るまでの調査や里親希望者への気持ちを整理して、意思確認等を民間機関が担いまして、審査会にかけるのが妥当という意見書を子ども相談所に提出し、里親担当が面接した上、最終の意向確認を行って、審査会に提出すると、登録後のマッチング時につきましては協同で行って、以後の支援につなげるというところですが。

こちらの3つは、一足飛びになかなか外部委託ができるものでもありませんし、一切合切が外部に沿うものではありませんので、そういう意味で、この子ども相談所、民間機関の間にちょっと協同部分というのを設けまして、少しずつ外に出す比重をふやしながら、密に両方で連携しながら協同していく必要があるというふうに考えております。

あと委託中・解除後の支援も、子ども相談所は委託中のアセスメントのため、民間機関は里親の支援のための家庭訪問等を行うという形になっております。こちらも状況に応じて、協同で行うことも考えております。

あと、ほかの部分につきましては、先ほどの一部と同様の施策になっています。

最後にもう一度、4-1の2枚目のこちらのほうのメリット・デメリットなんですけども、さっきの裏返しになるんですけども、メリットのほうは、民間機関でリクルート以降の一連の業務

が包括的に実施できたと。2つ目ですが、委託決定の権限を持つ児童相談所とは異なった立場で、里親のほうに寄り添ったサポート支援が行いやすいという形になります。

片やデメリット・課題ですが、一番上位にあるマッチングのところですが、マッチングを行う上で、いかに民間機関、子ども相談所と密な連携が確保できるかと。あと、実際包括的に支援が行える民間機関、これはこの大阪府内に限らず、全国的にそうなんですけども、民間機関の区分ですとか、なければ、その機関をどのように育成していくのかというところが課題として考えられます。

最後、以上の内容は、策定要領に従いまして、子ども相談所の包括型と片や民間機関包括型を、本市の実情に沿って、現段階での検討内容ということでお示しさせていただきました。この2つのパターンから、即時に二者択一で本市のフォスタリング体制というのを選択するのではなくて、それぞれのポイント、デメリット等ですとか、外部の情勢等を踏まえながら、本日委員の皆様からも意見を伺いまして、今後慎重に検討を進めてまいりたいと思っておりますので、本日はよろしく願いいたします。

○伊藤座長　ありがとうございます。ただいま事務局のほうから、堺市の今後のフォスタリング業務の実施体制について、2つ提案が示されています。

1つ目が、4-3(1)の子ども相談所を中心とした包括的な実施体制で、2つ目が4-3(2)の民間機関、里親支援事業所のA型と子ども相談所の協同体制を中心にとするか、民間A型の機関を中心とした包括的な実施体制になります。

それではただいまのご説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等いただきたいと思えます。いかがでしょうか。お願いします。

○山縣委員　同じく質問です。4-2と4-3の(1)、(2)を含めてになりますけど、特に4-3のほうの民間機関の業務が4-3(2)か、一番多いの。民間機関の業務がすごく増えていますよね、現状から見たら。そのときに、支援事業所は増えますか、それとも、今のままでそこに業務が増えていくというのであれば、複数出てくるイメージなのかというのは、それはどちらの、イメージですか。

○事務局　できるだけ外に出すとしても、包括的にということなので、できる限りまとめてできたり、ただ、例えば研修だけ、ちょっとここはつけ足しというのもあり得るのかなと思えます。やはり最初から最後までのところは包括的にあれば越したことはないと思っておりますので。

○山縣委員　そのあたりを参考に、それで、それを前提に、その場合、特に4-3の(2)のほうのイメージ、子ども相談所と事業所のほうで協同部分がかなりあって、かつ今後はできるだけそちらのほうをふやしていくというふうな話だったので、そう考えたときに、ここは、例えば人がふえるぐらいの人件費というのも当然想定しておられる。今の職員体制の中でどんふえていくのか、それはどうですか。

○事務局　当然、今よりも委託部分というのはふえていく話なので、その部分の委託費というところは。

○山縣委員　確保される。

○事務局　そうなるでしょうし、子ども相談所のほうも、やっぱり委託児童数ってふえてくるところでは、現行のままの体制で言えば、ちょっとそこは考えようかなと。

○山縣委員　単純に言うたら、先ほどみんなで検討した資料2になるとこですよ。里親の数がふえて、リクルートもいっぱいしなきゃいけないということになると、今の業務より相当ふえると、やっぱり考えとかなきゃいけないみたいなことも。ほんなら現場が余り苦勞されないような応援も、視野に入れていかないといけないのかなということを思いました。

○伊藤座長　ありがとうございます。

○事務局　その辺のところは、もちろん体制の強化の中で、委員の方々や事務局の方々に言っていたとおりの、基本的にふやしていかないといけない、委託も進めていきたいということの中で、当然いろいろな形で、その辺のノウハウをお伝えしたり、一緒に話し合っただけで検討していかないといけないところがございますので、数をふやす能力プラスそういういろいろな知識、経験の移行のためのパワーが要りますので、体制的には、今の里親支援の体制を踏まえますと、当面の間は、いずれにしても進めていかないといけないという認識は持っています。

○山縣委員　ありがとうございます。じゃ、お答えがあったので、あえてもう一ついいですかね。

○伊藤座長　はい。

○山縣委員　その想定で私はぜひお願いしたい。委員としてはやってほしいなと思う。その中身で、恐らくこれだけの数がふえると、委託不調時の事例というのが結構ふえてくるのではないかな。あるいは、里親から里親に移行せざるを得ないような状況になって、ここもエネルギーというか、労力は相当大変だろうなと思うんで、例えば業務によってウエートが違うというところも視野に入れて、これをぜひ、検討をいただけたらなというふうに思いますね。

○伊藤座長　ありがとうございます。はい。

○事務局　里親の担当者というのは、人をやっぱりふやすだけではなくて、いろいろな民法的な知識もあり、もちろん児童福祉法の知識も要るんです。それから人とのかかわり、里親さんとのかかわりということ言えば、なかなか新採のような人間が人間関係を築いていくのは難しいですから、やはりその辺のところはケースワークが十分できる人間を、ここに充てて強めていかないといけないところもありますので、それはいろいろ弾力的に考えながら、評価をしていくつもりでいます。

○山縣委員　ありがとうございます。

○伊藤座長　ありがとうございます。

ただいまのご意見、ご指摘もありましたとおり、どちらの案にしましても、民間機関のA型事業所の業務量が非常にふえる。しかも里親さんの数がふえるということと、今全国的にも委託率が上がるとともに不調の件数も非常にふえてきていますので、不調にならないための、予防的な支援ができる、委託後支援と不調になってしまった後のフォローと、多岐にわたって複雑で、かなり専門性も必要な支援の量も質もふえるというイメージを持ってこそその体制強化と民間機関、今お願いをしているA型事業所さんの強化と、やっぱり場合によっては、民間機関の事業所A型にお願いできるところをもう少しふやすというか、そういったことも必要になるのかなと、計画として必要かと思います。

ただ、そのための必要な予算確保、事業委託をするに当たっての委託費の確保等も大切になるかとは思っています。

ほか、委員の先生方がいかがでしょうか。門屋委員いかがですか。

○門屋委員　確かに、里親側から行って、相談所に相談を持っていく、何ていうんですか、私が評価されるというか、そこは禁じ得ないところがあるんです、私の子育てとか育て方を評価されているやろうなみたい。ここは言えるけど、ここを言ってしまったら、もうまた委託がなくなってしまうんじゃないかなとかというお話を本当にいろんなところから聞きます、堺だけではなくて。

それこそ専門里親の更新研修に行ったとき、専門里親の登録更新をされる方でさえ、子ども相談所とやっぱりどんどん自分とのかかわりで、場合によったらもう委託がけえへんようになるよという不安を抱えてらっしゃる方が本当に多くて。ほんで、でもそこで救われて、ああ、私だけじゃないんだというのは救われたんですけど。なので、そのところをある程度、何か

線引きしていただけた上で、かかわっていただくのもありがたいですし。

大阪市の里親さんが里親メンターというんですか、支援機関の中に、いろんな経験されて、私が聞くよみたいな、里親さんがメンターをされる、里親さんのメンターされるというところなんかは、里親サロンでも同じことができるんですけど、どうしても大勢のグループの中では、日本人なので控えちゃう方がすごく多くて、がんがん自分のしんどいことを言ってくれるといいんですけど、それだったら、もうしんどいことをここは聞きますよ、あなたが話す、あなたが発信する、まず私は受け手ですよという場を設定してもらっていると。ましてここが、要するに措置権限もある子ども相談所とそこところが線引きされているとなると、本当に安心してしゃべれると思います、いいことも悪いことも含めて。自分の中のいろんなどろどろしたしんどいところをがっと出せるというか、そこは配慮していただけたらなって本当に思います。

○事務局　　里親さんと、担当のケースワーカーさん、ある1つのテーマがあるとされて、そのことについて、お互いにケースワークさせていただく、助言指導をさせていただく、これはある意味、立場、立場のもう物の言い方にどうしてもならざるを得ない。

ただ、今おっしゃっていただいたように、そこを離れて、メンター的に受けとめて、これは、この場合のケースワークは、それも当然含んでいるわけなんですね。ですから、こういう意識も持ちながら、やっぱり洗いざらい話していただくということも大切なところ。

ただそうやってするには、なかなか場面場面もあるし、じゃ、面接室でそれができるのかどうか、例えば寄せていただいて家庭訪問の中で子どもさんを目の前にしてそれが言えるのか、いろんなシチュエーションがございますので、その辺のところは、例えば交流会ですとか、少しぎっくばらんな場で、お話しをさせていただくということは、ここの交流の場でそういう形にさせていただければと考えております。

○門屋委員　　多分里親になる方って真面目だし、私は除外していただいて、本当に子どもさんが好きで、子どものためにとという方が大勢いらっしゃるんで、本当にゴムが伸び切るまで頑張っちゃって不調になるというか、もうちょっと弾力を残した時点でもう一回つなぎ直しとか、結び直しでも、伸び切るまでやっちゃうんでしょねと思うんです。だからその不調というそれ以前に、今ここ、不調というイメージをもうちょっと変えていったほうがいいのか。そこまで頑張らんでもって、子どものためにもあなたのためにもというか。

○伊藤座長　　委託後の相談支援体制の強化というところですね。割とメンター制度を取り入れている自治体は全国でたくさんあって、だから、そのメンターもそうですし、民間機関にも

子相にももちろん相談できるというふうに、やっぱりその里親さんにとって相談できる先が複数ある、セーフティーネットがたくさんあるって、選べるというか、相談したい内容によって、必要なところを選べるような手厚い相談支援体制を整えていくというのは、一つ大事なのかなというふうに思いますね。

また、メンターって里親同士のあれなので、結局里親会さんとの連携になるというか、多くのところがメンター制度は里親会に委託をしてやられていると思いますので、そういった当事者同士というか、の相互交流とか、里親さんをされている人にしかわからない、そこでしかも共有できないいろんな悩みであったり、話題みたいなところをしっかりと行政としてもバックアップをしていくというような体制づくりを、ぜひ含めていただけたらというふうに思います。

○山縣委員　いいですか。

○伊藤座長　はい、お願いします。

○山縣委員　これは意見。今の点で、考え方をもう少し変えたらどうかなって。業務とちょっと離れちゃうんですけど、日本は里親と養子縁組の区別が余りついてないのが世の中にいっぱいある。里親さんの中にも私はそういう意識があるんでは、養子縁組という意味じゃなくて、里親をやった限り、私が育てなければ、親と同じような気持ちで、8割方を私が担うのよというふうなところをもう少し軽減してあげて、生活の拠点がここにあることは間違いない。それはそのとおりにんだけど、育てるのはやっぱりいろんな、例えばメンターという、サポート的な問題じゃなくて、同じような協同子育てというか。施設だったら、担当職員だけが育てているわけじゃなくて、周囲にいろんな人がいたり、あれですよ。里親さん、やっぱり児童相談所を使うということを事業所にお願ひする、相談するという発想じゃなくて、一緒にとというふうなイメージをもうちょっとつくってあげたら、少し早目に解放できるかもしれないなと個人的に思います。

○伊藤座長　社会的協同、親の概念ですよ。

○山縣委員　そうです、うん。

○伊藤座長　里親さんだけが抱え込むのではなくて、何か関係性という言葉が海外のすぐく里親制度でもキーワードになっているんですけども、児童相談所と連携しながらとか、民間機関と連携、施設職員と一緒にチーム里親養育の意識を持って、里親さんの家庭の子どもも育てていくという発想ですよ。そこをしっかりと定着させていく。

啓発とかリクルートの部分で、里親さんの家だけで育てるんじゃなくて、ほかの人にこの支

援を受けたり、相談というか、一緒に見ていくんだというところをしっかりお伝えしていくのと、あと登録前の研修であったりとかいろんなところで、その部分を関係構築しながら、関係機関と連携しながら一緒に育てていくということを里親さんに理解をしてもらって、実際にそういうふう動いてもらうような取り組みというのを入れていけるといいですね。

ありがとうございます。

○事務局　続きですけども、里親担当と話をしていたときに、里親さんは、やっぱり委託解除後も含めてですけど、子ども、一生懸命育てている子が、ある日やっぱり引き取りとか、不調になっていなくなったケースって、里親さん自身の傷つきに対してもしっかりと支援、何で不調になってしまったのか、解除する前でもそういう気持ちは当然あるわけですし、そこを措置研修で、児童相談所になかなか相談できないというのは本当におっしゃるとおりだと思いますので、そのケアをいかにするか、それはやっぱり包括的な支援をCPがきちっとケアをしてもらって交通整理をしていただいて、一緒に養育をしていきたいと思いますというふうな気持ち切りかえられる仕組みというのがどうしても必要じゃないかという認識が面接結果でも出ています。

○伊藤座長　ありがとうございました。

不調だけではなくて、家庭引き取りとか円満なケースも、いつも委託解除前後の振り返りといいますか、そういった振り返りとか会議というか、皆さんに確認を、このケースを振り返っていくみたいなのが非常に重要だと思うんですね。やはり里親さんだけがどうだったという振り返りではなくて、児相として何ができて何ができなかったのかとか、今後どういうことが必要なかといったことを振り返られるような、委託不調時の支援とか、委託解除後の支援といったことを、それぞれの機関にお願いしたいなというふうに思います。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○門屋委員　本当に円満に引き取られた後にしろ何にしろ、まず里親さんは、また自分のいる家族というか家庭の中で、大人も多分養育、育てていくというか、そこでパワーダウン、パワーレスしていくんじゃないかと、またそこでいろんな人とかかわりながら、パワーアップして次のステージにという、里親がこのスモールステップを一步一步上げていってたくましくなるというんですかね、たくましくさせたいみたいな、たくましくなって行って。ほんで、それを一地域の人が見て、あそこは何か厄介ごとがいっぱいあるけど楽しそうやなとか、何かしてい

るよなとか、へこんだり、にぎやかになったり、あそこのお母さん、またがくってへこんでいるけど、元気になりよったなとかというのを見ていただけると、何となく耳ざわりのいいところも大変なところも見ながら、皆さんに、でも里親ってよさげやなって思ってもらえるのが一番の啓発かなって私は思っているんですけど。何かそういう意味では、今頑張っている里親さんは、本当にいろんなトラップというか、いろんな落とし穴とか穴にはまっていくんですけど、そこから多分上がってきた里親さんは、絶対にまたすごくすてきになっているし、その家族自体も、多分すてきになっていると思うので。

○事務局　それでパワーアップしていただいて、次のお子さんを受け入れてもらえて、より専門里親としてパワーアップしていただくことで、それはもうすごく大事なことではないかなと思ってまして。それにはやっぱり、しっかりやってきたことをステップアップしていただけるような支援体制ということを、どうしても感情的なもつれとかいろいろ互いに出てきてというのがあるんですけど、そこをどう養育に持っていけるか、仕組みとしてどうつくれるかなというのを探しているところがあるんです。

○伊藤座長　ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

ちょっと座長という立場からなんですけど、その他のところに、どちらにも、未委託里親のトレーニングを民間機関A型にお願いするということで入ってて、あと乳幼児希望の里親さんへの実習等の支援というのも入っているんですけども、乳児院がない堺市で、この乳幼児希望里親さんへの実習の支援は、現状、具体的にどんなことが、どれぐらいの頻度でなされているのか、今わかる範囲で教えていただきたいなと思います。

○事務局　これからちょっと委託なさっている子どもの調整なので、まだ実績のところは。

○伊藤座長　一応、現状でも入っていますよね。

○事務局　現場内ですけれども、担当としては、子どもをちゃんと安心して育ててもらうにはどうしたらいいかということで、個別にケース、ケースで当たっている段階です。実際特別養子縁組希望で、乳児の、恐らくもうすぐ出生する児童が出てきたという段階で引き渡しを始めますよね。その段階で、里親さん方の保健センターや保健師さんに連絡をとったりとか、あと養育経験のない里親さんでしたら、あえて新生児期はベテランの里親さんに一旦お願いして、そこで指導を受けながら移行するというのをしたりとか、かなり新生児委託は工夫を、それぞれのケースでしてまして。

○伊藤座長　それを、今回にも制度に。

○事務局　　そうです。それを形にさせていただきたいというところで変更していただいています。実際新生児で、本当は準備してから妊婦体験をしてもらってやりましょうかという話をしていたところにもう先に生まれちゃったので、病院のほうに急遽お願いして、病院に里親希望者さんが泊まり込んで実習を数日間していただいて、そのまま新生児委託という形にしたケースも出てきております。

○事務局　　病院のほうは、全部じゃないんですけれども、2病院ほど、生まれた赤ちゃんをそこで診ていただいて、里親希望者の方で、泊まり込み等があつて、それが実費ということになりますので、それに関して、だから子ども家庭課のほうがそのマッチングのところで行っている乳児委託推進事業というところで、その分のお金を出して、そういう形で、病院側に診てもらおうということです。

○伊藤座長　　ありがとうございます。今年度からスタートした医療機関での宿泊の実習がスタートしたものとあわせて、そういった工夫をしていくという。

○山縣委員　　いいですか。

○伊藤座長　　はい。

○山縣委員　　今の質問で、やりとりで、乳児さんの研修は、病院のほうで今後多くなるという前提で考えていますか。

○事務局　　さまざまなパターンがあるかなと思うんです。実際にあったケースですけど、親族がもう育ててはって、一緒に見れますからということ等の調整したりとか、ベテラン里親さんとレスパイトとかいうことで、逆に一緒にというような感じのフォローをあえてセッティングしておくということもあるんですが。

○委員　　乳児院を活用している例は、年間何件ぐらいあります。

○事務局　　乳児院はなかなか難しいですね。管外というか、堺市は持っていないというところがあるので、病院のほうの利用についてもですけども、そんなに数は。いわゆる新生児の、普通に赤ちゃんを出産された方の、そこの中の枠組みの中で診ていくという形になるので、そうそうふえるということではないと。ただし病院さんというのは、やっぱり赤ちゃんに関しては、ご本人に関しては、安心はできる場所というところはあるんですけども、それも枠を広げていくというのはなかなか難しい。

○山縣委員　　いいですか。

○伊藤座長　　はい。

○山縣委員　これは意見になりますけど、最初の検討した部分で、乳児については余りなかったんですけども、3～5歳児のところ、里親が望ましいという数字が結構上がっていて、恐らくあれを意識し始めたら、3～5歳ではなくてもっと早くてもいいよという、もう年齢が下がっていくと思いますね。だから、その乳児部分の代用の場をある程度確保しとかないと、今よりは確実にふえますというふうに思います。この1点。

それからもう一点、先ほどの病院の話のところ、堺でもやっておられるんだと思ったんですけど、ただ特定妊婦さん等で、出産後も育てるのは絶対無理です、養子縁組なり里親希望です。養子縁組かなこっちのほうは、というときに、そんな中でも、妊婦段階でマッチングできるようなとこまで踏み込めるかどうかですね。制度的にはケアができないけども、もう例えば産むところに養親になる方が一緒になっていくとか、あるいは名前も一緒につけませんかとかというふうな形でいくと、何か場合によってはそのとき、妊婦ジャケットをよく着てもらって出産を共有してみるとか、そんなとこまでいくと、生まれた後の対応でしかできないパターンと、場合によっては生まれる前から対応できるものが何点かあるんじゃないかなという。

○事務局　それは保健センターが、そこは実際育てられるお母さん指導ということで、当然おなかの大きいお母さんにまじって里親さんがお母さん教室へ行くのは難しいので、それを特別に設定してもらってという、日まで設定していたケースもあったんですけど、妊婦体験をして気持ちをつくるところからの支援が要りますし、やっぱりなかなか実親さんと会っていても、双方の感情的なところがあるので困難な場合が多いんですけども、結果順調でとかいう予定が立つものに関しては、そういう方向性をご提案、示して、実施されています。

○事務局　養子縁組に関しては保健センターがするんですけども、家児相がかなり妊婦の段階からかかわっていて、結局やっぱりそこで養子縁組にこぎつけたという件数は多いと思います。しかもそこに至っているのは、家児相の職員自体が個別に言うと、児童相談所から里親担当をしていて、異動して家児相の職員というか、そこになった職員が上手にそこら辺のところを持っていってもらえるので、そこは何件か養子縁組というか、そこでもう出産の段階からという形の中でかかわっていくというのはあります。

○山縣委員　ありがとうございます。

○伊藤座長　今年度から、医療機関での宿泊実習が可能になるということで、協力してくれる医療機関があるというのは非常に大きな強みだと思いますので、今、山縣委員からご意見、ご提案があった意見も踏まえて、ちょっと計画のほうに反映させていけたらというのが1つと。

あと座長という立場からであれなんですけれども、その他のところに、未委託里親さんのトレーニングと乳幼児希望里親さんへの実習等支援があるのはちょっと違和感がありまして、できればその他ではなくて、この啓発から委託後支援までのどこかで、認定・登録、マッチングの間とか、認定後も研修はあるはずなので、認定前研修だけではなくて、認定された後の、先ほど、ステップアップというか、たくましくなっていくという言葉もありましたけど、里親さんのスキルアップとかレベルアップみたいなところにこういったものを盛り込んでいけたら、できればその他は少なくしたいといいますか、何かちょっと見たときに。

○事務局　イメージ的にはすごく僕も迷ったんですけど、認定・登録、マッチングの。

○伊藤座長　流れ。

○事務局　前に、結局は登録後というところの分ですし、本当は項目としてどうなのかなと、そのあたり。

○伊藤座長　そうですね。多分、包括的の中にそこも入ってくるのかなと思います。

ほか、よろしいでしょうか。

○門屋委員　先ほど、そのあたりを座長のほうがおっしゃったみたいに、両親学級とかにももちろん体験しながらというのがあるんですけど、もう一つ、そこに新生児委託みたいな形が入っていくのに、同世代の、地域で一緒の子育てしていくお母さん自体同士がつながっていくというんですか、里親同士のつながりというのはあれなんですけど、結構こっち、私が今育てている中で、3歳半検診で、保健センターで一緒になってお話しした人と小学校で出会って、あ、あ、あ、みたいな、何かそこでちょっとそういうのに向いてつながりを持ちたいという、ほとんど多分縁組のケースが多くなると思うんですけど、縁組だからこそ、その地域に根差して暮らしていくというところの覚悟を持ったお父さん、お母さんと地域のつながりみたいな。だからそこはバトンを、選択肢を、お父さん、お母さんのほうに渡してあげて、参加する、しないというのをさせていただくほうが、多分いろんな感情があると思うんです。この時点から、私はいろんな人とつながって助けてもらおうという人と、いや、そこはまだちょっとそっとしてという人とあると思うんですけど。いろんな。

○伊藤座長　使える支援の情報提供ですよ。使いたいか使いたくないかは、それぞれの里親さんとか養親さんはいろいろあると思うんで、でも使おうと思ったら、こんなのがありますよというのがすごいわかりやすい形で、何かフライヤーだったりパンフレットだったり冊子であって、選べるような情報提供をする、今も少しされているかなと思いますけど。

○事務局　基本的には、地域の普通のご家庭で育てていただくことになるので、乳児さんの場合、名前の問題とかがいろいろ出てくるかとは思いますが、地域の家児相さん、保健師さんも全部御存じですし、当然もうつなぐことを前提になっていますので、いわゆる市民サービスの紹介はもちろん全部専門ですし、それを使いながらも、ちょっと特殊な事情がある部分をフォローしていくという形になってきます。

○伊藤座長　今後の課題というか、改善策として、実際に養親としてとか、あとは、ちゃんとしてこれをやられた方で、こういうところが不便だったとか、こういうところが困ったみたいな意見を集約して、何かそれに基づいたQ Aをつくってみるとか、その意見を反映させて、もっとわかりやすく改善をすとかというような取り組みもされると、また現場の人、当事者の人の意見も聞きながらできたらと思います。ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。ちょっと予定していた時間を押してきました。進行がまずくて申しわけないです。

次の議題、3つ目に移らせていただきたいと思います。「特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組」について、事務局のほうからご説明よろしくお願いたします。

○事務局　堺市子ども相談所、谷村から説明させていただきます。

先ほどの議論と一連したものと思っていまして、特別養子縁組の方が来ると、その支援が基本同じで、むしろ実子として育てていく覚悟といいますか、覚悟と、お話がありましたけど、普通に自分の実子として育てるという意味では、地域につなげていくというのは、より強固に考えないといけないなというふうな、基本的なところで動いております。

国の方針・方向性は御存じのとおりで、できるだけ実子として育てられるような、パーマネンシー保障をする特別養子縁組になるように進めなさいというところで動いておるところです。実際のところ、特別養子縁組の検討対象となる子どもの数の把握、実際の縁組には、実親との関係が子どもにとってどんなふうな意味合いを持つのかという点を含め、十分なアセスメントとマッチング等を行いつつ、特別養子縁組によるパーマネンシー保障を優先して検討する。国としては、5年以内に年間1000人以上というようなことになっておりますが、先生方、全部、御存じのとおりです。

堺市の現状としては、所内のニーズ調査、堺市は里親委託全体に委託率が低いということがありますので、平成24年、29年、30年度に、所内における里親委託の検討対象になる子どもの数を把握しております。30年度集計中というのは、ちょっと今年度はこの計画の策定

に当たり、細かいところ、子どもの属性とか親の属性も含めた調査をしております、その集計がまだ出ていない状況です。所内としては、そのニーズ調査の対象児童を、子どもの担当と里親担当で協議して、委託の可能性を探る。委託できない理由も連動して、その対応策をするということをコンスタントに続けているところです。

パーマネンシー保障の現状としては、児童担当者と里親担当者が連携して、里親担当者から実親への養子縁組制度の説明を行っております。承諾を得る努力をして、引き取りのめどのない児童に対して、パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進に努めています。

先ほど特定妊婦の話がありましたけれども、実際、家児相とか保健センターからこういうケースがあって、預けるしかないと思うし、預かってほしいという話もあるという伝言が入りましたら、出産後もうすぐ、もしくは出産前に説明をして、こういう制度ですという話まではして、実親さんのほうに出産後に再度面接に行って、気持ちが変わらなければ同意をとってというところで、その段階の中で、先ほどもおっしゃられたような、まず出産前から準備を里親さんにしていったりとかいうことも始めています。

里親担当が直接説明をすることで立場制が変わるというところもあって、後でまた意思変更等があった場合に、非常にお願ひした里親さんにもすごいダメージを与えることですので、そこを二重、三重にきちっと説明して、納得のいくような形で、見通しの立つような形に持っていく努力をしています。

愛の手運動というのがあるんですが、全国の里親希望者とのマッチング機会をふやすため、家庭養護促進協会と連携しております、定期的にこれはずっと続けてですが、特別養子縁組を検討されている子どもの掲載を委託して、そこで成立するお子さんも多数出ています。

民間の特別養子縁組のあっせん団体との連携ですが、これもなかなか制度が始まったところでまだまだ問題はいろいろあるんですけれども、単にお任せしますとか、やっているからいいでしょうというのではなくて、児相としてのニーズ把握であるとか、引き続きそのあっせんを受けた家庭でちゃんと支援を受けられるように、自治体間の調整であるとか養育機関の調整であるとか、情報提供のほうは積極的に行っています。

医療機関との連携として、産婦人科医との連携方法については、昨年度より個々に把握しています。堺市地区医師会に対して、昨年度は制度理解をしてもらうことによって、里親家庭の子どもが診察や予防接種を安心して受けられるように、支援してもらうようお願いをさせていただき講演会を行いました。あと助産師会等の連携で、もう里親制度を理解していただいた

上で、妊娠期から切れ目なく実親に対する支援を行うために、官民における支援体制を構築しています。また、特別養子縁組希望里親に対し、乳児の養育実習というのは先ほど出たところからです。

医療機関との連携というところで、特に乳児が多いので、乳児のほうで非常に必要になってきますので、なかなか特別養子縁組制度ということをおぼろげに御存じない医療機関も多いので、その方法の周知というところをまずやっつけていこうということで取り組んでいっています。

その結果もあってか、医療機関のほうから、こういうお子さんを紹介したんだけどというご相談も多数いただいています、その場合も同じように出向いて、説明をして、マッチングにこぎつけるような形で努力している状況です。

堺市の考えと方向性としては、特別養子縁組里親をふやすために、里親登録に向けた法定研修について、回数をふやし、意欲を持った里親希望者がスムーズに登録へ向けた研修を受講してもらえるよう調整を図っていこうということで、昨年度より回数をふやして、本年度設定しております。というのは、せっかくアセスメントをしてやる気になっているときに講習が大分先になるんですとなれば、なかなか意欲的なところも落ちますので、気持ちが盛り上がっているときにしっかり研修を受けていただいて、速やかに委託につなげるというような努力をするというところなんです。

養子縁組里親希望者の多くは、子育て経験がなく乳幼児委託を希望していることが多いので、乳幼児と接することができる実習の場として、乳児院等への実習が可能となるように、実習の場を新たに開拓していこうと思います。

未委託の養子縁組希望の里親の委託へ向けて、児童養護施設と連携し、教育実習などの実施や法定外の研修の場を設けます。

生後間もないころからの委託が、里親、子どもの双方にとって望ましいとの考えから、医療機関と連携し、乳児委託促進事業の実施を行います。

実親や親権者等が行方不明等のため、意向確認が困難な場合、これは非常に多いんですけども、これは弁護士さんと協議して、法的対応を検討し、特別養子縁組成立を目指すということで、実際本当に行方不明かどうかという調査というのは、頻繁に面接に行ったりとか、いろんな手段をして実績をつくらなければならないので、そういうこともかなりやって、実際、申し立てを今検討しているケースも出てきています。

特別養子縁組成立後も支援が途切れないように、里親委託中から地域の子育て支援課や保健

センターと連携し、継続した支援を行うということで、堺は幸いにして非常に規模も小さく、関係性も非常にいいので、地域にこういう親御さんというところで、そこもすごく配慮した中で対応してくださっていただいて、先ほどの妊婦研修、母親教室を特別にやるよという協力を得られたりとか、委託後も家庭訪問等、ちょっと通常よりは多目に声をかけたりとか電話をしてくれたりとかいう形で、それぞれの機関の区分というのをさせていただいている状況です。

基本、フォスタリング事業の一環になってくるのかなと思っておりますが、児童相談所として、パーマネンシー保障、子どものために一番いい方法は、確かに全く面会にも来ない親御さんでずっとせっせと育てるよりは、しっかり余裕を持って、もう里親家庭で育てていただくほうがいいという前提の中で、特に乳幼児を優先して対応しているというところになります。

○伊藤座長　　よろしいでしょうか。ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等いただきたいと思っております。いかがでしょうか。中村さんいかがですか。

○中村委員　　では私のほうから、まず、引き取りのめどのない児童に対して、里親担当者さんのほうから制度の説明をして承諾を得るように努力されているというお話があるんですけども、これは当然の前提としてされているとは思いますが、今ちょっと特別養子のこうやって制度がかわってきて、推し進めていこうという流れの中で、果たしてそれで大丈夫なのかという懸念を持っておりまして。

例えば若年妊娠とかで、周りからすると、この人は育てていくことができるのだろうかという懸念は当然持つんですけども、やはり特別養子を進めるのと並行して、自分のとこで育てることができるかもしれないというところをしっかりと、こういった支援メニューもあるんだよと、それでも特別養子を選択するかといったことを、しっかり説明していただきたいなと思っております。

なので、どんどん特別養子に出せばいいんだという方向に流れていくのを少し心配している面はあるので、制度の説明とあわせて、自分で育てるためにこれぐらいのハードルがあるとか、こういう支援メニューがあるんだけどどうするのかといったことも、あわせて説明していただきたいとは思っています。

○伊藤座長　　ありがとうございます。

○事務局　　今、説明の中で、当然、何度か面接をさせていただいているのはまさにその点で、やっぱり生まれてみると、赤ちゃんに対して愛着が湧く親御さんも多いですので、まず制度説

明をして、無事に赤ちゃんを産んでくださいねというところで私らが行って、生まれてから実際どうでしょうかと、お気持ちはどうですかというところ。もし育てたい気持ち、できるものならしたいという言葉が出たら、基本はまず支援方針でやっております。ただそれと別に、客観的な児童相談所としての判断として、この親さん、言いながらもちゃんとできないかなとか、どこかに行ってしまうんじゃないかなという方に対しては、じゃ、引き取るということであればこういうことは必要なので、これに向けて、お母さん、頑張ろうねというようなことをしながらも、これができなかつたらやっぱり難しいから、赤ちゃんのために、そこは決断するのも親の仕事よみたいな、合わせわざという形での対応はしてくれています。

実際、やっぱり出産してからでないとお気持ちは変わりますので、なかなか妊娠中からスムーズにというケースはレアなケースで、赤ちゃんの顔を見て、世話をしてみてもうどうしたいかというところ、周りもやっぱりかわいいので変わってきます。そこは、実際のところは、ほとんどやっぱり本当は育てたいとおっしゃるケースの多いのが実態です。そのために、養育里親でもいいけれども特養も考えてるねんという里親さんにあえて委託を、マッチングをお願いして、どちらでも可能な形をお願いしたりとかいう対応はさせていただいておるところです。

○伊藤座長　ありがとうございます。いかがでしょうか。お願いします。

○山縣委員　2つ質問、1つ意見なんですけど、意見は単純な意見なんですけども、また資料に戻って、資料3の一番最初のところ、里親等になっているところに養子縁組もここに入っている。要するに統計上ですね、調査を行うと、里親等の中で普通とか特別はもう分ける必要がないんで、養子縁組の数字というのは、9、32、135の中にどれぐらいいてはるの。

○伊藤座長　事務局いいですか。代替養育ニーズ調査の最も望ましい委託先の里親等の中に、養子縁組はどれだけ入っているかという質問です。

○事務局　176のうち、養子縁組里親が23、養育里親が81、専門が22、親族が12、ファミリーホームが38ということで、トータル175と。

○山縣委員　養子縁組は入ってない。

○伊藤座長　ううん。養子縁組里親が23ですね、

○山縣委員　この調査表をベースにやったんではないですかね。

○伊藤座長　養子縁組は、養子縁組里親じゃなくて。

○山縣委員　そうか、分けてない、間違えた。

○事務局　養子縁組が23で。

○山縣委員　　そうですね。それを間違えて、今、特別養子縁組が直接あると思ったので、ごめんなさい。わかりました。だから23。

○伊藤座長　　はい。

○山縣委員　　そうか、意外と少ない。ならばわかりました。

じゃ、2つ目の質問ですけど、今度は資料5のほうに、上側の下から2つ目のページですけど、民間の特別養子縁組あっせん団体との連携で、こういう方針自体、私はいいと思うんですけども、これ、例えば先ほどの業務の分担の中で、民間の事業所がこういう相談に乗ったときに、今までだったら恐らく児童相談所のほうにつないで、養子縁組里親の機関をどっか別でコーディネートさせて、それから養子縁組に送るというそういうパターンだったと思うんですね。国の方針で直接民間の支援団体にもやってもらいましょうということが前に出てきたときに、その考え方というのは変わるんですか、変わらないんですか。

というのは、児相に行ったら結構時間がかかるよとか、里親登録をしないといけないし、大変よ、じゃ、民間に直接行ったらというふうなことまで窓口は勧めていくのか、やっぱり原則どおりじっくり考えることができる、フォローもきっちりできる社会的養育の枠組みのほうに入れたほうがいいよねという考え方で相談に乗られるのか。それに関連して、堺市にはないんですよね、民間に同じ。

○事務局　　今ないです。

○山縣委員　　大阪府内には幾つあるんですかね、認められている。

○事務局　　全部で認可されているところはそう多くはありませんし、全国展開されていますので、実際のところ、何か件数がやっぱり、いろいろ理由があって、里親さんはネットでもメールでお願いして、病院にいきなりやってこられて、直接お話をされるというところからの開始が多いです。中にはうちに登録されてとかいう方もいらっしゃるんですけども、それは1つの選択肢であるのではないかなと実感してしまっていて。認可指定、認可を受けてきちっとされているところは、やっぱりきちっと相談をしてきたりとか、情報提供をしたりということはかなり積極的にされているところがありますので、ここで書いているのは、そこを想定して書いているんです。選択肢として、やっぱり病院のほうは、非常に不安がっておられたりしますし、話を聞かれる中で、とりあえずうちのほうから面接に行きまして、国の制度で、児童相談所はこういうふうにできるし、どちらも選べるんですよというところでご説明をして、そこで最終決定されてということで、民間のほうがすごく不安だなというふうに感じられたり

したケースは、逆にうちのほうに委託をお願いしますとか。

○山縣委員 そのとおりで、担当の方がどっちにしようか、状況によって分けられると思うのだけど、そのことを、養子縁組あっせん機関、あるいは里親支援事業所でそれもやるのか、例えば一緒に、事業所がこれだったら民間でいいよねというところまで積極的に情報提供するのかどうか。そのことは、全国展開である程度は理解していて、そうすると、今の法律上とか制度上は把握できないんだけど、もし直接でやる民間養子縁組あっせん団体の事例がふえてきたら、社会的、ここに出てくる数字が減ってくるということになるね、結果的にして。

○事務局 はい。

○山縣委員 行政的に把握しないから、その辺の人数推計もまたややこしくなるよなというのがこれは感想で、そんなに年間10件もあるとは全く思わないけど、こつこつと広がっていったりするの、どうお考え。

○事務局 里親支援というところで言いますと、民間あっせん事業としても、受け取る里親さん型の児童相談所には連絡が行きますので、お子さんについての情報提供というところで児相間との連携はしておりますし、結構それがすごく大事だと思っておりますし、養子縁組成立後はもちろん、そこのフォローが一番問題だと思いますので、実親さんのほうはもう堺にお住まいで、子どもを実際養護される状況ではないということになるので、むしろ受け取った特別養子縁組希望の方のフォローをいかにするかということがメインになってきます。

○伊藤座長 民間団体を使って、養子縁組を全国展開でされた堺の包括に行った場合には、特別養子縁組をするプロセスには関与できないけれども、成立した後の支援がスタートするということですか、それをどこが担うのか。

○山縣委員 それは、本人が言ってこない限り、成立したかどうかさえわからない。

○事務局 今、あっせん団体の報告義務があるので、把握ができるんです。

○山縣委員 でも、というか、私は、いいですか。そこにまず、その情報を堺市がとっているんですか。それを受けたら、だから目的外使用になりませんか。養親さんの同意なしに、どうもありがとうございます。例えば養子縁組をしていたらいましたで、何かあったら相談に来てくださいというのを、あんたどこで知ったのって。

○事務局 言わないといけないんです、あっせんになったりした場合。

○山縣委員 それをもって支援が必要であるという認定をしていいかどうかという、本人の了解なしに。

○伊藤座長 支援が必要と、認定するかどうかじゃなくて、成立したという事実がこちらに来るので、必要な情報を提供するということですかね。

○山縣委員 そこは、だから言っているのかどうか、登録情報までは来ました。それはそれでいいです、そういう制度だから。でもだから、じゃ、あなたのおうちにこれから必要があれば支援しますよというのを、一般の子どもが生まれたからではなくて、養子縁組を組んだからという形で、データを使っていいのかどうかがよくわからないのです、だからむしろ中村さんに聞きたい。子どもの立場上はやってほしいけども、本当にやっているのかがどうか、ちょっと。

○事務局 そこは、包括協議に出てくると思うんですけど、あっせん時に同意したら。

○中村委員 事業所からの連絡、成立したよという報告が、児童相談所に来るわけでしょう。

○事務局 何か堺に里親さんがいた場合が児相に。

○山縣委員 市役所に来るんちゃう。

○事務局 市役所に同居人届が出て、それが児相にもう来るので、それは、だから里親さん側のほうですよ。

○中村委員 里親さんが堺にいるときに来るんですか。

○事務局 そうです、はい。あっせん事業者がここで育てることなので、これをお願いしますということなので、当然、生まれる前の状況も知りたいということであれば、そこも同意を得てという形での仕組みになっているかと。

○山縣委員 大丈夫かしら。その辺は前々からちょっと気になってたんで、本当に隠したい方っていらっしゃるよ、養子縁組を組んだこと自体を知られたくない方で、情報はつかんだけども、入っていいかどうかの判断はどうやってやるんだと。

○事務局 (実親さんがですか。

○伊藤座長 ううん、養子縁組した人。

○中村委員 堺で住んでいる養親さんのところに、子相から行ってみようか。

○事務局 それはしない。だから連絡が来て、見守り対象にはなるという形ですね。

○中村委員 ほんで、そこの報告を児童相談所にすること自体、しっかりと支援をしていくことを目的としての情報提供ということにはなっているので、目的外利用にはならないかなとは思っているので、それを使うこと自体は構わないとは思いますが、ただやっていいかどうかということは法律上やるのは問題ないと思うけれども、それを実際することで気を悪くする親もいたら、受け入れのいい親もいるということで、そこの問題かなと思います。

○事務局　きちっとしたあっせん団体は、委託に必要な手続ということで、同居人届という形になるとか、成立するまではこうですよと、地域の支援、当然保健センターとかも要りますので、行政市であるとかいろいろありますので、そこも含めてお伝えしないとイケませんよという説明を既にされているかと。

○山縣委員　わかりました。ちょっと杞憂でした。

○事務局　以前はそれがなかったのですごく不安でした。ただ法がかわって、随分そこはしっかりしてきたなというふうな印象があるので、相談所としても、きっちりその仕組みを安全確保として使っていきたいなというふうには思っています。

○山縣委員　3つ目、これは単純な意見で、この書類がそのまま計画書に残るとは思わないんだけど、さっきのところで、乳児院を使った実習というのをほとんどしないというふうに、そこは現実的じゃないということの発言があって、そのことを否定するつもりはないんですけども、先ほどの資料の方向も、やっぱり乳児院をまるでメインで使うかのような表現になっているのが微妙に気になっています。

○事務局　2つ事業がありまして、通常の登録前の、今では堺の児童養護施設で施設実習やっているんですけど、乳児を希望する方はなかなか機会がないので、オプションで、近隣の乳児院ですとか保育所等の子どもがいらっしゃるほうで施設実習するというのが1つ、乳児院等の施設実習というのもありまして、それともう一個、この医療機関と連携の、数日で四、五日ぐらい一緒に、ともに過ごしていただくという乳児委託推進事業があるという形です。

○伊藤座長　件数は今のところ実績としては多くないんですけども、堺市の考える方向性として、しっかり確保していきたいという意気込みが出ているというふうに理解をしております。

○事務局　中でいろいろ工夫しなければならないので、実際、ベテランの里親さんのところで同様のことをしたりとか、委託前に、別の里親さんのところにレスパイトという前提もあって。

○伊藤座長　むしろ、そっちを私は文章化したほうがいいと思います。実際にやられていて、実績もあって、今後もそういう方向でしっかりやっていく。それをこちらに文章で起こしたほうが、何か実態に合っているような気がします。

○伊藤座長　先ほど、私もすごい気になっていて、子育て経験のない乳幼児委託を希望している里親さんが、実際に乳幼児を育てている里親さんって、許可、オーケーしてくれるところ

に実際に見に行くのが一番実はよい実習になるというか、自分の自宅と里親さんの自宅をイメージしながら、ハード的にもソフト的にもいい実習になるかと思うので、今おっしゃっていたことを、ぜひこちらに押し込んでいただけたらと思います。

ほかよろしいでしょうか。お願いします。

○中村委員 堺市の考え・方向性のところの下から2行目のところに、実親や親権者等行方不明のため云々って書かれているんですけども、堺市で今特別養子縁組が成立している案件というのは、大体親御さんがいて、アクセスができて、承諾がしっかりとれるパターンがほぼ全てなのか、あるいは行方不明のケースでも踏み切ることがあるのか、そんな点はどうでしょう。

○事務局 ありますね。数は少ないですけども、完全に移行となってしまうと、相談させてもらったときもあります。例えば親が直接はできへんですけど、おじいちゃん、おばあちゃん、親族のほうで養育するケースもあります。

○中村委員 数はそう多くないけど。

○事務局 なかなか踏み切るのが、はい。

○中村委員 例えばその情報が、今般、法律改正があって、いわゆる2段階の審査という形になって、児童相談所のほうが実親の監護が相当でないと考えるときに、適格性確認の審判ができるようになってきたじゃないですか。

○事務局 はい。

○中村委員 これによって、今本当は特別養子が相当だと思うんだけど、親の確認ができない場合の特別養子に踏み切る件数が増えそうなのかどうかとか、あるいは行方不明ケース以外でも、例えば親御さんがいる、反対していると、でもこういった法の手続を使って、特別養子に踏み切るような場合というのは想定されますか。

○事務局 そんな子どものためを思うとしたいというケースはあるんですが、実際にそこに耐えうるだけの調査であるとかということになると、かなりハードルが上がってきますので、受けられる側の問題もあると、親御さん自身がそこをどう捉えられるかということもあるとは、なかなか。

○伊藤座長 難しい。

○事務局 そうですね。やっぱり手続の時間かかる、行方不明にしても年単位で見えていかないといけない部分が残りますので、現実的に子どもがもう4歳、5歳の実親とかいうのも、わ

かってきた段階で踏み切ると結構しんどいところがあるので、いろんな要因を考慮する必要があります。

○中村委員 行方不明ケースだと、こういった新しい制度とかを使うと、やりやすくなる面もあるのかなとは思いつつ、実親の意に反してということになってくると、私もこれがどのぐらいの状況が整えば、この要件が認められるのかということが実感として持てない部分があるので、ちょっと実務の集積を待たなければならない部分とかもあるので、法がかわったとはいえ、使いが、まだまだなかなか活用しにくい部分もあるのかなと思いますけどね。

そうすると、ただ行方不明ケースなどで、もちろん行方不明になっているとか、ほかの親族の方の意向確認ということは必要にはなってくるけれども、一定意向確認ができない状況でふみ切っているケースもある。そういったものについて、さらに特別養子が推進される可能性というのはあるということですね。

○事務局 そうです。

○中村委員 わかりました。ありがとうございます。

○山縣委員 それと、今の項に1行入れてもいいんじゃないの。これって意向確認が困難な場合のみの文章になっちゃってあるけど。

○伊藤座長 意向確認が困難じゃない場合に。

○山縣委員 場合でもあり得るといって、そういう趣旨ではないかなと。

○伊藤座長 文言を訂正していただく、言葉を足していただきたいと思います。ありがとうございます。

予定していた終了時刻になりましたが、最後の「その他」の案件が残っております。

「その他」につきまして、資料6-1、6-2を先にやるんですね。今修正版の6-1が来ましたので、6-1、6-2の説明を、事務局のほうから簡単をお願いします。

○事務局 その点を事務局中原が説明いたします。まず資料6、ちょっとこちらがその差しかえになります。よろしくをお願いします。

前回の懇話会で、家庭総合支援拠点の説明をするときに、子育て世代包括支援センターのこの拠点の堺市のイメージ図ということで、前回の資料で、ちょっと4ページといいますか、今回配っている6-2と同じようなイメージ図を配らせていただいたんですけども、その中で、委員からのご指摘で、包括の拠点をどこの所管が担っているかはこのイメージ図でわかるけれども、実際そこを担当している職員の人々の重なりぐあいがある感じですかということにつ

いて示してほしいということでいただいていたので、それがつけ書の6-1という形になっています。

左側の白色組みのほうの子育て世代包括支援センターで、色がついているのが支援拠点という形になっています。包括に関しては保健センター、利用者支援事業（母子保険型）がこれを持っているということで、こちらはもう、保健センターの中の母子保険担当の保健師、常勤、非常勤を入れて担っているという形になっています。

その真ん中あたりの行の利用者支援事業（基本型）からずっと右に、家庭児童相談員の（虐待相談以外）までがイメージ的には堺では包括の位置づけでありつつ、拠点の両方が重なって、ここの担当職員が担っているというイメージになっています。

その職員、利用者支援事業（基本型）につきましては、全部が保育士じゃないんですけど、非常勤の保育士等が約1名従事して、子育て情報とか、子育て支援のコーディネートをしています。

子育て相談等で子育てサロンの支援といったところは、こちらは非常勤保育士1名という形です。母子保健相談等、あと産後ケアの事業の受付とかですけれども、ここは非常勤の保健師1名、あと母子・父子自立支援ということで、こちらは相談業務を受ける自立支援員ということで、非常勤の相談員が1名と、あと給付金と貸付金といった事務的な手続を担うというところで、再任・再雇用の職員が1名という形になっています。あと女性相談が、非常勤の相談員が各1名～2名という形になっています。家児相に関しては、拠点でいうところの子ども家庭支援員と虐待対応専門員がほぼほぼ、もう虐待相談のほうメインで9割方を担っているような形になっているんですけど、ここがグラデーションといいますか情報を、家庭相談員は片や家庭支援の相談も一部受けていますし、虐待対応もするというので、非常勤職員が各区3名～5名で、常勤職員については、東区と美原区はちょっと0件なんですけど、そのほかの区は1名ずつ配置しているという形になっています。

最後の下ですけれども、各区、もともと拠点のほうは子育て支援課の相談支援係がイメージというところなんですけども、そこには福祉職常勤の係長級が必ずちょっとそれは1名ずつ、係長かもしくは主査という形で、福祉職の係長級が配置されているという形になっております。

続きまして、6-2のほうなんですけども、こちらのほうは、児童家庭支援センターの項目のところちょっと取り上げられまして、もともとのイメージ図に児童家庭支援センターがこのように絡んでくるというか、位置づけとしてどうですかというのをイメージで示していただ

ければということで今回訂正させていただきまして、前回からちょっと変わっているところが逆三角形のところ、前は要支援の下のところが虐待って書いていたんですけど、ここはもう国の定義とおりに要保護の部分で（在宅）と（分離）という形で書いています。さらに社会的養護というカテゴリーも、ちょっと下のところに足させていただいているという形になっています。

児家センのほうの位置づけなんですけども、前もお話したとおりに、子ども相談ですとか、区子育て支援課のいわゆる補完的役割、いわゆるちょっとすき間を埋めるような役割をしているところで、そこはもう本当に健全域から最後は社会的養護プラスアフターケアといったところも担っているというところで、養育としてはかなり縦に長いんですけども、その中の、行政ができないかゆいところに手が届くじゃないですけどもやっていただくというところで、そのあたりの表現を破線であらわしているというイメージになっています。

説明としては以上です。

○伊藤座長 ありがとうございます。前回出た質問、ご意見に対する回答でございました。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からのご質問、ご意見等よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そしたら、次の資料6-3についてお願ひいたします。

○事務局 資料6-3の説明をさせていただきます。

これは、前回の懇話会の2回目のときにご質問を頂戴しましたテーマにつきまして、改めてご回答と申しますか、ご報告をさせていただきます。

人材の確保についてでございますが心理職採用につきましては、来年度、平成31年度分から受験資格を緩和させていただきました。現行年齢が30歳未満だったんですけども、これを35歳未満へ年齢を5歳引き上げさせていただきました。これは体制の強化のための心理職員を相当数採用していく前提がございましたので、変な言い方ですけども、大阪府、堺市のほうで心理職採用者の争奪合戦にならないかというところをちょっと心配いたしまして、年齢制限を、大阪市さん同様に35歳まで、今回引き上げをさせていただきました。来年度です。

○山縣委員 来年度採用。

○事務局 はい、本年度採用はもう。令和2年度採用者分から、この年齢制限の緩和をさせていただきます。

それから職員の育成についてでございますが、職員体制の充実及び積極的な参加を促すというのを考えてございます。年度当初に、社会福祉士[u1]の任用前任用後研修の計画をいたしま

して、そして、その確実実施をいたしております。

それから、新採及び転課者が、相談所、そういったような職員がたくさん参るんですけども、そういう新任研修の実施もあわせて行っております。

それから子ども相談所に関します全国的な専門研修への参加も積極的に促しております。1例を申し上げますと、SVのスーパーバイザー向け研修、虐待ですとか医療、心理職、それから里親及び司法面談の資格試験のための研修等々、こういったものにも、積極的に参加を促しております。

それから家庭児童相談室向けの研修、それから精神保健福祉研修などもご案内を頂戴いたしますので、関係機関主催の専門研修へ、こちらにも積極的に参加をさせております。

それから、関西大学さんとの地域連携の研修会への参加も毎回、相当人数の参加をさせていただいております。

それから健康福祉プラザ内というところに私どもの事務所が入っているんですけども、こちらの中の新任研修ですとか、児童福祉施設の新任研修等にも積極的に参加をさせる、そういった形で職員の人材の育成に努めておるところでございます。

それからあわせて、今年度だけなんですけれども、今、奈良市さんのほうから派遣職員の受け入れをしております。こちらは令和3年度当初に、奈良市さんの中核市なんですけれども、今回、児童相談所を開設なされるということで、つきましては職員の育成をということで、強く職員の受け入れを昨年度に要請を頂戴いたしまして、この4月から受け入れを始めたところでございます。

これに関しましては、奈良市のその職員の開設に向けたリーダーの育成なんですけれども、こういう方々を当所で人材の育成をするということが私どもの人材育成能力の向上につながるんじゃないかという考えから、受け入れをさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○伊藤座長　　ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等よろしく申し上げます。いかがでしょうか。

先ほど議論になりました里親への委託推進に向けた取り組みのところでも意見が出ましたけれども、その里親担当ですとか里親支援を担当できる職員さんの配置の増ですとか、育成みたいなところがここには入っていないので、今後の予定に入れていただけたらという、これは意見です。

○事務局　その辺のところは、里親に特化した研修といますか、それは全国大会なんですよ。そちらのほうには、うちの職員が派遣といますか、研修に参加させていただいていますので、そのところで全体的な情報共有をしています。

○事務局　そういうのはあるんですけども、中身の問題でいくと思いますのでご指摘も、そこは内部の、今のところ府ということで、ベテラン層が今改革期ですので当然しているんですけども、当然ほかの者も入かわりでやれる力をつけていかないとならないところで、人事異動上もうちょっと内部で異動していくか、あと子ども担当者と一緒に動くことで、またそれが学びにつながるというような体制をとってまして、すごい里親さんたちのフォローが必要だとかというようなことも含めて、研修を兼ねた実践といますか、そういう形では行っている状況です。

○伊藤座長　ありがとうございます。質的な向上と量的な向上と、多分両方セットで必要になろうかなと思いますので、ぜひその点もよろしく願いいたしたいと思います。

ほか、委員の先生方いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○門屋委員　ちょっと本当にお忙しい中、いろいろたくさんの方の支援をいただいているんですけど、私、専門里親研修に行ったときに、グループワークとかを受けて、前に何人か登壇されている先生に助言なりを受けるんですけど、そのときに、いろんな経験とかケースをたくさん持たれた言葉の重みなのかな、腑に落ちる言葉をすんとすんと1個いただけるんです。ただ会場に集っているみんなは、これが2年に1回しか答えをもらわれへんのはつらいよねというのがいつもあって、そういう中で、いわゆる、いろんなノウハウを持ってはって、的確に、絶対この子にきくかどうかはわからないんですけど、ただ私たちが腑に落としてくれるような答え、今どきなんでメールとかでご相談でつながれたらいいんですけど、なかなかお忙しい先生方なので、そういったところを、子ども相談所と本当につながっていただいて相談にちょっと答えていただけてとかしたら2年待たなくていいので、2年本当に温めて温めて、その会場へ持っていくというよりは。

○伊藤座長　タイムリーに。

○門屋委員　そうです、はい。

○伊藤座長　助言をいただけたらと、先ほどのあれですよ、相談支援体制の強化って、フォスタリング体制の中に、そこをしっかりと盛り込んでいただきたいということなんですよ。

○門屋委員　ええ。もう本当に私の中では山本先生は神なんです。そういった先生と行政の

間とがつながっていただけるとかというところの。

○伊藤座長 相談支援体制だけではなくて、委託後のスキルアップのための研修ですとか、そういったところに、全国で会えるような講師の先生を呼んでいただくような工夫ですね。いつも決まったメンバーではなくというところですよ。専門家を呼んでいただきたい。

○門屋委員 はい。何か自分だけで納得し切れないときとかに、そこまでやって、頑張っただけで養育されて、そこでもうだめだったら誰がやってもだめですとかというところをすって言ってくださるんですよ。それはもっともっとあれなんですけど、本当にすばって楽にしてくれるという。

○伊藤座長 ありがとうございます。

以上で、本日用意されていた議事次第4件全てが終了いたしました。ちょっと時間は過ぎておるんですけども、ここまでの議論の中でいい忘れたところですか、改めてつけ加えたこと等がございましたら手短かにお願いできたらと思いますが、いかがでしょうか、先生方、大丈夫でしょうか。ありがとうございました。

それでは、これで本日の案件が全て終了いたしましたので、進行を事務局さんにお返ししたいと思います。お願いします。

○事務局 伊藤座長、ありがとうございました。また委員の皆様、貴重なご意見まことにありがとうございました。また、今後も計画策定に生かしていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

次回、第4回ということですが、今2カ月置きで実施していますので、7月ということになるんですけども、また日程につきましては後ほど事務局で調整させていただいて、日時を委員にお知らせさせていただきたいと思っております。

あと資料につきまして、本日持ち帰っていただいて結構です。また4回目の懇話会におきましては、本日の資料を含めまして、今までの細かい資料をまたバインダーで用意させていただきます。と思っております。

それでは、これで本日の懇話会を終了いたしたいと思っております。長時間にわたり、ありがとうございました。

以上